

【FdData 中間期末：中学社会公民】

[消費者問題への対応]

◆パソコン・タブレット版へ移動

[製造物責任法]

[問題](後期中間)

製品の欠陥によって消費者が被害を受けた場合、企業に過失がなくても被害者の救済を企業に義務付ける法律(略称はPL法)が制定された。この法律の正式名称を次の[]から選べ。

[製造物責任法 消費者基本法 独占禁止法 民法]

[解答]製造物責任法

[解説]

[製造物責任法(PL法)]

商品の欠陥によって損害を受けたとき
企業に過失がなくても賠償責任

1995 年に施行された製造物責任法(PL法)により、消費者が商品の欠陥によって、身体や財産に損害を受けたときに、企業に過失がなくても、企業に被害の救済(損害賠償)の責任を負わせることができるようになった。

ここで重要なのは「企業に過失がなくても」という点である。製造物責任法が制定される以前でも、商品の欠陥によって損害を受けた場合は、民法709条の「故意又ハ過失ニヨリテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」という規定を根拠に損害

賠償を求めて訴訟^{そしゅう}を起こすことができた。
ただ、その場合、「故意又ハ過失」があつたことを証明する立証^{りつしゅう}責任は訴訟を起こした原告^{げんこく}(被害者)のほうにあるのが原則であつた。

しかし、実際に企業の製品製造^{こうてい}工程のどこに過失があつたかを証明することは困難な場合が多い。製造物責任法(PL法)は、たとえ企業に過失がなくても損害賠償の責任を企業に負わせるという点で画期的^{かつきてき}であつた。

※出題頻度：「製造物責任法(PL 法)◎」

「製品の欠陥によって消費者が被害を受けたとき、企業に過失がなくても損害賠償の責任を負わせる△」

[問題](3 学期)

1995 年に施行された製造物責任法の略称をアルファベットを使って答えよ。

[解答]PL 法

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

(1) 次は何という法律か。

第1条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、…

(2) (1)の法律で救済されない事例を次のア～エから1つ選べ。

ア 留守中のビデオデッキから発火し、火災になった。

イ 本棚に足を掛けて棚の上のものを取ろうとして転倒し、けがをした。

ウ 買ったばかりのやかんで熱湯を注いでいたら取っ手がはずれてやけどを負った。

エ 通学中，乗っていた自転車のハンドルが突然はずれて交通事故を起こした。

[解答](1) 製造物責任法(PL法) (2) イ

[解説]

(2) ア，ウ，エは製品の^{けっかん}欠陥が原因で起こった事故であるが，イは製品の欠陥ではなく本人の不注意が原因で起こった事故である。したがって，イの場合には製造物責任法は適用されない。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 次の文章は、実際にあった事件のあらましである。この男性は、1995年から施行された法律にもとづいて、食品メーカーを訴えた。この法律の名前を漢字で答えよ。

「1996年9月、50歳の男性が、パチンコの景品でもらったベーコンをその場で食べたところ、しばらくして下痢などの症状があらわれ病院で急性胃腸炎と診断された。病院でこのベーコンを調べた結果、カビが付着していたことが判明した。男性は同年11月に前橋地裁に提訴し、食品メーカーに対して休業補償や慰謝料を求めた。」

(2) (1)の法律は、()場合、たとえば企業に過失がなくても、製造者である企業に損害賠償の責任を負わせるというもので、消費者の権利を守るための法律である。文中の()にあてはまることがらを、「欠陥」「消費者」「被害」という語句を用いて書け。

[解答](1) 製造物責任法(PL 法) (2) 製品の欠陥によって消費者が被害を受けた

[問題](入試問題)

次の文は、製造物責任法(PL法)を説明したものである。文の()にあてはまることばを、「過失」「損害賠償」の2つの語句を用いて書け。

製造物責任法(PL法)とは、商品の欠陥によって消費者が被害を受けた場合、()という内容の法律である。

(福島県)

[解答]企業に過失がなくても、製造者である企業に損害賠償の責任を負わせる

[クーリング・オフ]

[問題](3 学期)

訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合、次の資料のような書類を、購入後 8 日以内に、特定記録郵便などで売り手に送付すれば、契約の解除をすることができる。この制度を何というか。

通知書

次の契約^{けいやく}を解除することを通知します。

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 ○○○○○○

販売会社^{はんばい} 株式会社○○○ ○○営業所
担当者 ○○○○

クレジットカード会社 △△△株式会社

支払った代金^{しはら}○○円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇年〇月〇日

○○○○

[解答]クーリング・オフ

[解説]

[クーリング・オフ]

訪問販売や電話勧誘など

8日以内なら契約の解除ができる

契約解除通知書

私は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。

契約年月日 ○○年○月○日

商品名 ×××

私が支払った代金は返金してください。

受け取った商品はお引き取りください。

平成○○年○月○日

○○市○○町○-○-○

氏名 ○○○○ 印

クーリング・オフは、消費者を^{あくしつしょうほう}悪質商法から守るために、1973年に取り入れられた制度である。訪問販売^{ほうもんはんばい}や電話勧誘^{かんでん}などで商品を購入した場合、8日以内なら図のような書類を特定記録郵便などで売り手に送付すれば、契約の解除^{かいじょ}ができると

いう制度である。

消費者が自宅などに不意の訪問を受けて勧誘されたときなど、自らの意思がはっきりしないままに契約の申し込みをしてしまうことがあるため、消費者が頭を冷やし再考する機会を与えるために導入された制度である。

クーリング・オフの対象となるのは、訪問販売や電話勧誘販売などのうち政令で指定された商品である。店舗で購入する場合やインターネットの通信販売などは、購入の可否について判断するゆとりがあるので、クーリング・オフの対象にはならない。

※出題頻度：「クーリング・オフ◎」「訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合、8日以内なら契約の解除ができる○」

[問題](後期中間)

お母さんが、電話勧誘されて美容器具
をつい買ってしまい困っていたので、A
君は()日以内なら契約の解除ができ
る制度があるんだよ」と教えてあげた。

①この制度を何というか。②また、()
にあてはまる数字を書け。

[解答]① クーリング・オフ ② 8

[問題](後期中間)

Aさんは、訪問販売で高価な英語の教材を購入してしまったが、支払いが大変で購入をやめたいと思っている。どうしたらよいだろうか。次のア～エから1つ選べ。

- ア 10日以内に、電話をかけて契約を解除することを伝える。
- イ 8日以内に、特定記録郵便で契約を解除することを伝える。
- ウ 8日以内に、支払いをしなければ自動的に契約は解除される。
- エ いったん契約してしまったら取り消すことは難しいので、購入するのが望ましい。

[解答]イ

[問題](3 学期)

A 君のおばあさんは、路上で声をかけられ、高額な食器を売りつけられてしまった。次の各問いに答えよ。

(1) このような悪質商法を何というか。

次の[]から1つ選べ。

[キャッチセールス

アポイントメント商法

催眠商法 かたり商法]

(2) A くんはおばあさんに、契約の解除の制度があることを教えてあげた。

この制度を何というか。

[解答](1) キャッチセールス

(2) クーリング・オフ

[解説]

キャッチセールスの場合もクーリング・オフによって契約の解除ができる。

[問題](2 学期期末)

クーリング・オフとは何か。簡潔に説明せよ。ただし、解答文の最初を、「訪問販売や電話勧誘などで…」という書き出しで書き、解答文の最後は、「…という制度のこと。」という書き方で終わること。

[解答]訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合、8 日以内なら契約の解除ができるという制度のこと。

[問題](入試問題)

消費者を保護するための制度の1つにクーリング・オフがある。この制度を利用して、一定の期間内であれば契約の解除ができるのは、消費者がどんな販売方法で商品の購入の契約をした場合か、2つ書け。

(熊本県改)

[解答]訪問販売，電話勧誘

[消費者契約法]

[問題](後期中間改)

「重要な項目について、事実とは異なることを伝えた」「消費者の不利益になる事実をわざと伝えなかった」「将来不確実なことを、断定して伝えた」「意思に反して、帰ってくれなかったり、帰らせてくれなかったりした」「通常必要とされる分量をいちじるしくこえていた」などの場合、契約締結から5年以内で、違法と気づいてから1年以内であれば、契約を取り消すことができると定めた法律は何か。

[解答]消費者契約法

[解説]

[消費者契約法]

販売業者が事実と異なる説明をした場合などのとき、
契約を取り消すことができる

消費者契約法^{しょうひしやくけいやくほう}は、契約上のトラブルから消費者を守るため、2000年に公布、2001年に施行された。「重要な項目について、事実とは異なることを伝えた」「消費者の不利益になる事実をわざと伝えなかった」「将来不確実なことを、断定して伝えた」「意思に反して、帰ってくれなかったり、帰らせてくれなかったりした」「通常必要とされる分量をいちじるしくこえていた」などの場合、消費者契約法の規定により、契約締結から5年以内で、違法と気づいてから1年以内であれば、契約

を取り消すことができる。また、契約の内容に不当な項目があった場合には、その部分が無効になる。

※出題頻度：「消費者契約法○」「契約の取り消しができる場合(選択)△」

[問題](入試問題)

消費者契約法により契約の取り消しができる要件に当たらないものを，次のア～エから1つ選び，記号で答えよ。

- ア 商品を購入する際に，販売員が重要な項目について事実とは異なる説明をした。
- イ 店頭で商品を購入する契約をしたが，家に帰ってよく考えると不要な商品であった。
- ウ 商品を購入する際に，販売員が将来不確実なことを断定して伝えた。
- エ 店頭で商品を購入する前に，家に帰って考えたいと言ったのに帰してくれなかった。

(熊本県)

[解答]イ

[問題](入試問題)

消費者契約法は、事業者の不当な行為により、消費者に誤った認識を与え、それによって契約したときは、その契約を取り消すことができると定めている。この法律では、どのような場合に契約を取り消すことができるかということについて定めている。次の①、②で示した場合において契約を取り消すことができるときには○、できないときには×をつけよ。

- ① 事業者が商品に関する重要な項目について事実と異なることを伝えて、消費者がその商品を購入した場合。
- ② 自宅に来た事業者に「帰ってほしい」と言ったのに帰らなかったため契約した場合。

(山梨県)

[解答]① ○ ② ○

[問題](後期中間)

次の事例①～③を解決するためにどのような法律や制度を活用すべきか。活用できる法律名または制度名をそれぞれ答えよ。

- ① 2年前に知人の紹介で車を購入したが、事故車であるとわかったので契約を取り消したい。購入の際に事故車ではないことは口頭で確認済みである。
- ② 自宅に訪問販売員が来て、1時間以上浄水器の営業トークを聞かせられ、根負けしてしまい、購入してしまった。契約から5日間が経過しているが契約を解除したい。
- ③ オレンジジュースの中に入っていた異物によりのどを負傷した。製造した企業に損害賠償を求めたい。

[解答]① 消費者契約法 ② クーリング・オフ ③ 製造物責任法(PL法)

[解説]

① 消費者契約法は、販売業者が重要な項目について事実とは異なることを伝えたなどの場合、契約締結から5年以内で、違法と気づいてから1年以内であれば、契約を取り消すことができると定めている。

② クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合、8日以内なら書面によって契約の解除ができるという制度である。

③ 製造物責任法(PL法)は、製品の欠陥によって消費者が被害を受けた場合、企業に過失がなくても被害者の救済を義務付けている。

[消費者基本法など]

[問題](2 学期期末)

1968 年に制定された消費者保護基本法は、2004 年に改正されて(X)という法律になった。(X)は、政府には消費者の権利を尊重するとともに消費者の自立を支援する責務があることを定めている。文中の X に適する法律名を答えよ。

[解答]消費者基本法

[解説]

[消費者基本法など]

1968年 消費者保護基本法

2004年 **消費者基本法**

消費者の保護

消費者の自立を支援

2009年 **消費者庁**

消費者問題が深刻化した日本では、1968年に消費者保護基本法^{しょうひしゃほごきほんほう}が施行され、その後、クーリング・オフの制度や製造物責任法などが整備された。消費者保護基本法は、2004年に消費者基本法へと改正され、政府には、消費者の権利を尊重するとともに消費者の自立^{しえん}を支援する責務^{せきむ}があることを定めた。私たちは「自立した消費者」として、商品に対する知識や情報を収集し、それにもとづいて消費生活を送ることが求められている。2009年には、消費者行政を一元化するために消費者庁^{しょうひしゃちょう}が新設された。

※出題頻度：「消費者保護基本△」「消費者基本法○」「消費者の自立△」「消費者庁○」

[問題](入試問題)

次の文は、消費者を支える政府の取り組みについてまとめたものの一部である。文章中の①、②に適語を入れよ。

消費者問題が深刻化した日本では、1968年に消費者保護基本法が施行され、その後、クーリング・オフの制度や製造物責任法などが整備された。消費者保護基本法は、2004年に(①)へと改正され、政府には、消費者の権利を尊重するとともに消費者の(②)を支援する責務があることを定めた。私たちは「(②)した消費者」として、商品に対する知識や情報を収集し、それにもとづいて消費生活を送ることが求められている。

(福島県改)

[解答]① 消費者基本法 ② 自立

[問題](後期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 医薬品や食品による健康被害，欠陥住宅，詐欺などのように，商品の購入をめぐる発生する問題を何というか。
- (2) 2004年に改正され，「国や地方公共団体が消費者の権利を守ること」を定めた法律を何というか。
- (3) 2009年に発足した，消費者行政を扱う行政機関を何というか。

[解答](1) 消費者問題 (2) 消費者基本法 (3) 消費者庁

[問題](後期中間)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

1962年アメリカの(①)元大統領により消費者の4つの権利が提唱され、1968年に制定された日本の(②)法のモデルになった。(②)法は、2004年に(③)法へと改正され、政府には、消費者の権利を尊重するとともに消費者の(④)を支援する責務があることを定めた。2009年には、各省庁に分かれていた消費者行政をまとめて扱う(⑤)が発足している。

[解答]① ケネディー ② 消費者保護基本 ③ 消費者基本 ④ 自立 ⑤ 消費者庁

【各ファイルへのリンク】

社会地理

[\[世界1\]](#) [\[世界2\]](#) [\[日本1\]](#) [\[日本2\]](#)

社会歴史

[\[古代\]](#) [\[中世\]](#) [\[近世\]](#) [\[近代\]](#) [\[現代\]](#)

社会公民

[\[現代社会\]](#) [\[人権\]](#) [\[三権\]](#) [\[経済\]](#)

理科1年

[\[光音力\]](#) [\[化学\]](#) [\[植物\]](#) [\[地学\]](#)

理科2年

[\[電気\]](#) [\[化学\]](#) [\[動物\]](#) [\[天気\]](#)

理科3年

[\[運動\]](#) [\[化学\]](#) [\[生殖\]](#) [\[天体\]](#) [\[環境\]](#)

【FdData 中間期末製品版のご案内】

このPDFファイルは、FdData 中間期末をPDF形式(スマホ用)に変換したサンプルです。製品版のFdData 中間期末はWindows パソコン用のマイクロソフトWord(Office)の文書ファイル(A4版)で、印刷・編集を自由に行うことができます。

◆FdData 中間期末の特徴

中間期末試験で成績を上げる秘訣は過去問を数多く解くことです。FdData 中間期末は、実際に全国の中学校で出題された試験問題をワープロデータ(Word 文書)にした過去問集です。各教科(社会・理科・数学)約1800～2100ページと豊富な問題を収録しているため、出題傾向の90%以上を網羅しております。

FdData 中間期末を購入いただいたお客様からは、「市販の問題集とは比べものにならない質の高さですね。子どもが受け

た今回の期末試験では、ほとんど同じような問題が出て今までにないような成績をとることができました。」「製品の質の高さと豊富な問題量に感謝します。試験対策として、塾の生徒に FdData の膨大な問題を解かせたところ、成績が大幅に伸び過去最高の得点を取れました。」などの感想をいただいております。

◆サンプル版と製品版の違い

ホームページ上に掲載しておりますサンプルは、製品の全内容を掲載しており、どなたでも自由に閲覧できます。問題を「目で解く」だけでもある程度の効果をあげることができます。しかし、FdData 中間期末がその本来の力を発揮するのは印刷ができる製品版においてです。印刷した問題を、鉛筆を使って一問一問解き進むことで、大きな学習効果を得ることができます。さらに、製品版は、すぐ印

刷して使える「問題解答分離形式」、編集に適した「問題解答一体形式」、暗記分野で効果を発揮する「一問一答形式」(理科と社会)の3形式を含んでいますので、目的に応じて活用することができます。

[FdData 中間期末の特徴\(QandA 方式\)](#)

◆FdData 中間期末製品版の価格

社会地理, 歴史, 公民 : 各 7,800 円

理科 1 年, 2 年, 3 年 : 各 7,800 円

数学 1 年, 2 年, 3 年 : 各 7,800 円

ご注文は電話, メールで承っております。

[FdData 中間期末\(製品版\)の注文方法](#)

※パソコン版ホームページは, Google
などで「fddata」で検索できます。

※Amazon でも販売しております。

(「amazon fddata」で検索)

【Fd 教材開発】 電話 : 092-811-0960

メール : info2@fdtext.com